

(様式2の2)

【募集時】勤務条件明示書

所属名	千葉県消費者センター
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任期	令和4年7月1日～令和5年3月31日
勤務場所	千葉県消費者センター 船橋市高瀬町66-18
業務内容	消費生活相談・苦情に関する業務(消費生活相談員)
勤務時間	9時～17時5分
時間外勤務の有無	無し
休憩時間	勤務時間のうち45分
週休日・休日	勤務日 月曜日から土曜日のうち3日間 週休日 原則週3日とする。毎月の勤務表による。 ※毎月第3週の金曜日は全体会議日としているため、原則勤務とする。 休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12月29日～1月3日)
報酬等	1 報酬 月額 163,200円 2 通勤手当に相当する報酬 ④・無 3 期末手当 ④・無 —— 期末手当の額 —— 期末手当基礎額(163,200円)に支給率(6月期・12月期ともに125.0/100)及び在職期間別支給割合(30/100～100/100)を乗じて得た額 4 退職手当なし 5 昇給なし
社会保険	厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会)、雇用保険に加入 ※令和4年10月以降は、地方職員共済組合への加入となります。
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償
条件付採用	・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 ・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 ・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
その他	地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。 《服務規律の一例》 ・信用失墜行為の禁止(第33条) ・秘密を守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第35条) 受動喫煙対策 敷地内禁煙